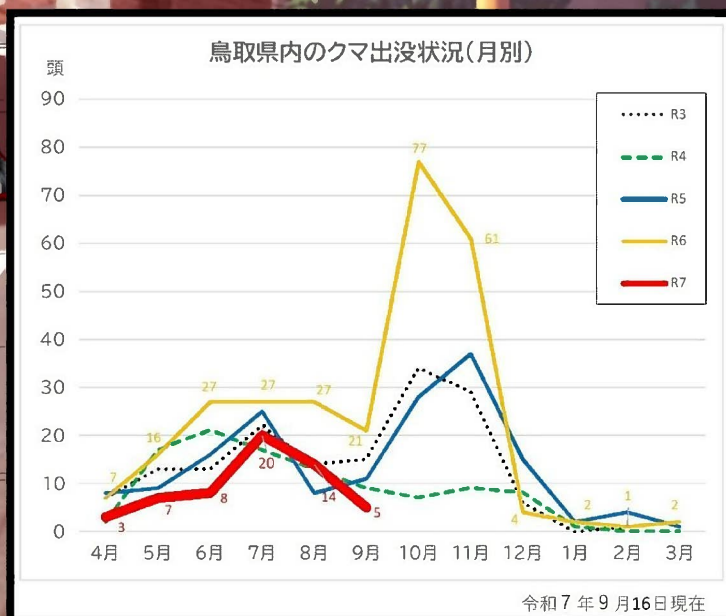


もしも、クマに 遭遇した時は?!



近年、クマやイノシシの人の日常生活圏への
出没が増加傾向にあり、人身被害件数・人数が
全国的に報道されています。
鳥取市もクマの目撃情報がある地域となります
ので以下の点に十分にご注意ください。



1. クマ等に遭遇したら

- まず落ち着く（大声を出さない）。
- クマ等と出会った場合は、目線をそらさず、ゆっくり後退して、その場を去る。
- 建物、車内へ避難する。
- クマ等を目撃したら、**最寄りの警察署か、下記の連絡先**まで、ご連絡ください。

鳥取市（代表番号） 0857-22-8111
鳥取県鳥獣対策課 0857-26-7872

2. クマ等の出没を防ぐために

- 誘引物（生ゴミ、廃棄野菜・果実、食料品、ペットフード等）を屋外、田畑に放置しない。
- 山林近くでは、夕方から早朝にかけての一人での外出は避ける（散歩、ランニング等）。
- 山林近くでは、クマ鈴やラジオで音を出しながら行動する（クマが人の接近を察知して避けます）。
- 柿や栗の収穫は早めに行うなど、利用しないものは除去する。
- 果樹園には、電気柵を適切に設置・運用する。

【お問合せ先】



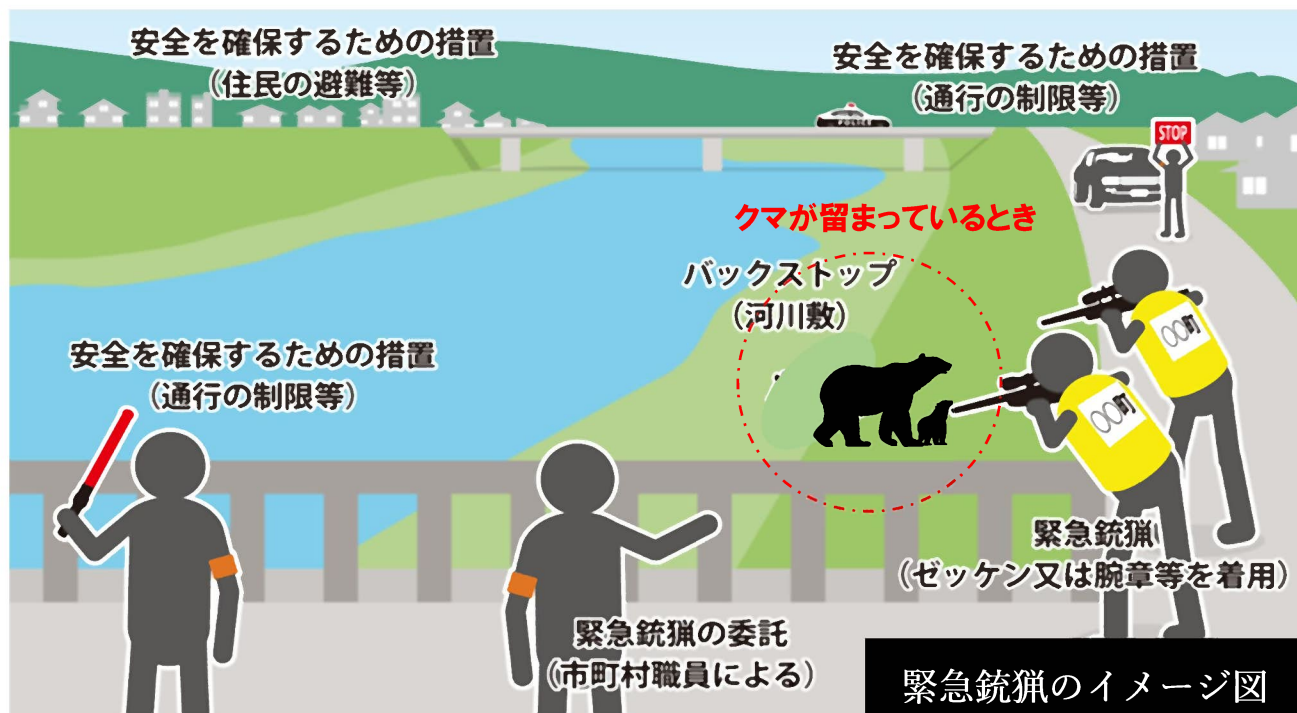
鳥取市農林水産部農政企画課鳥獣対策係

公式ウェブサイトはコチラ➡



3. 緊急銃猟

■人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度（令和7年9月1日施行）



緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いいたします

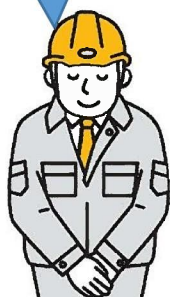
緊急銃猟とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたツキノワグマの捕獲等を行うことを指します。以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

- ① ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない



鳥取市からの
お知らせです



緊急銃猟実施時における地域の皆さまへのお願い

- ① 現場周辺で通行禁止・制限を実施する予定です。安全のため、市町村職員からの指示により通行禁止・制限範囲内への立ち入りが禁止されることがあります。
- ② 緊急銃猟が終了し、安全が確認されましたら、放送等によってアナウンスを行う予定です。
- ③ 安全が確認されるまでは、市町村職員からの指示に従い身の安全を確保してください。
- ④ 特に、現場周辺に近づく、避難している場所から外出する行為は危険なためやめてください。



安全のため、ご協力をお願いします